住所　山梨県甲府市国母４丁目12番19号
　于晶　昭和57年７月26日生
住所　千葉県市川市国府台２丁目９番21号
　金在徳　昭和24年８月15日生
　金在賢　平成３年４月２日生
　金徳賢　平成５年11月22日生
住所　福岡市城南区神松寺２丁目13番33―604号
　曹善惠　昭和54年12月17日生
住所　広島市中区十日市町１丁目１番６―1005号
　繆旭　昭和59年10月２日生
住所　名古屋市守山区大森４丁目2202番地
　崔紀美　昭和56年１月９日生
住所　東京都荒川区南千住６丁目37番３―1207号
　林伯源　昭和34年２月25日生
　林裕美　平成19年５月22日生
住所　東京都荒川区東尾久１丁目30番12―604号
　李勇　昭和58年10月21日生
住所　さいたま市北区宮原町１丁目175番地１
　朱晞煬　平成22年８月17日生
住所　埼玉県草加市草加３丁目４番９号
　ザヒドゥル・ラハマン　昭和44年12月31日生
　シャリア・ラハマン　平成16年３月19日生
　シャリミン・ラハマン　平成22年11月17日生
住所　福岡市東区御島崎１丁目１番410号
　于麗萍　昭和55年９月11日生
　包青栩　平成22年10月８日生
　包青軒　平成22年10月８日生
住所　沖縄県島尻郡与那原町字上与那原323番地１
　レメディオス・イケハラ・ラリヤナ　昭和33年４月９日生
住所　兵庫県西宮市屋敷町４番12号
　林金和　昭和13年５月30日生
　劉美枝　昭和16年10月６日生
住所　兵庫県西宮市中須佐町５番21号
　劉琪文　昭和23年４月13日生
　楊勝子　昭和26年４月21日生
住所　兵庫県西宮市甲子園網引町１番５号
　林英夫　昭和42年４月19日生
　陳保惠　昭和42年３月17日生
　林龍司　平成８年５月10日生
　林駿聖　平成12年10月27日生
住所　川崎市多摩区菅３丁目12番19号
　孫由圭　昭和48年12月26日生
住所　千葉県佐倉市江原277番地３
　イクタ・ルイーザ　昭和44年12月27日生
住所　東京都練馬区豊玉北４丁目13番７―203号
　任壮　昭和53年６月20日生
住所　東京都墨田区石原４丁目13番９―201号
　汪佳佳　昭和58年１月30日生
住所　札幌市厚別区厚別中央４条４丁目４番１―611号
　潘峰　昭和52年２月28日生
　潘愛文　平成22年８月14日生
住所　札幌市手稲区新発寒５条５丁目10番15号
　張洪梅　昭和54年６月26日生
住所　京都市左京区高野泉町６番地86
　金宏眞　昭和45年12月３日生
住所　京都市南区唐橋大宮尻町21番地
　金美智子　昭和48年９月15日生
住所　京都府城陽市寺田北山田24番地１
　文英大　昭和47年３月25日生
　周利惠　昭和53年２月９日生

○文部科学省告示第三十七号

在外教育施設の認定等に関する規程（平成三年文部省告示第百十四号）第二十一条の規定に基づき、高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した次の在外教育施設の認定について、平成二十五年三月二十一日をもって取り消すこととしたので、同規程第二十二条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十五年三月二十一日　　文部科学大臣　下村　博文

名称	位置	設置者
フランス甲南学園トゥレーヌ高等部（高等部）	フランス国ルサン・シール・ロワール・シュル・ルフラン	フランス甲南学園トゥレーヌ
サウスクイーンズランドアカデミー（高等部）	オーストラリア国ジーンバブー	フェルデュケーションナル

○文化庁告示第九号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項及び第百七十二条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定する。

平成二十五年三月二十二日　　文化庁長官　近藤　誠一

上欄 名称	上欄 指定告示	下欄 地方公共団体名
飛鳥稲淵宮殿跡	昭和五十六年文部省告示第十四号及び平成十八年文部科学省告示第三十二号、昭和五十五年文部省告示第二十八号及び平成十九年文部科学省告示第一号	明日香村（奈良県）

○文化庁告示第十号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる名勝の管理団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定する。

平成二十五年三月二十二日　　文化庁長官　近藤　誠一

上欄 名称	上欄 指定告示	下欄 地方公共団体名
常徳寺庭園	平成十二年文部省告示第百九十九号	山口市（山口県）

○厚生労働省告示第六十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第十一条第四項及び第五十三条第二項、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）第五条第四項、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）第三条第四項、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月二十二日

厚生労働大臣　田村　憲久

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する告示

（指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正）

第一　指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）の一部を次のように改正する。

別表の１の注６中「（平成25年３月31日までの間は、別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定訪問介護事業所を除く。）」を削る。

（指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正）

第二　指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）の一部を次のように改正する。

別表の１の注２中「（平成25年３月31日までの間にあっては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第252条の22第１項の中核市（以下「中核市」という。）にあっては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。）に届け出た指定介護予防訪問介護事業所を除く。）」を削り、同注３中「都道府県知事」の下に「（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第252条の22第１項の中核市（以下「中核市」という。）にあっては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。）」を加える。